

2021年度事業計画書

(2020年10月1日から2021年9月30日)

I. 公益目的事業

1. 学校における教育機材の整備充実に対する援助 (定款第4条第1項第1号)

(1) 学校教育の充実を図るため、福井県内の学校を対象に、教育機器または教育機材の整備充実に必要な資金を助成する。

①事業費 4,750,000円

②対象先 大野市、永平寺町、鯖江市、越前町の小学校
(1校あたり25万円以内で19校前後)

2. 社会福祉団体等における福祉機材の整備充実および福祉活動に対する援助

(定款第4条第1項第2号)

(1) 社会福祉の増進を図るため、福井県内の障がい者を支援している社会福祉法人を対象に、福祉機材の整備充実に必要な資金を助成する。

①事業費 1,600,000円

②対象先 福井市の社会福祉法人
(1法人あたり20万円以内で8法人前後)

(2) 社会福祉の増進を図るため、福井県内の児童養護施設、児童自立支援施設入所者に進学祝金として資金を助成する。

①事業費 450,000円

(ただし、進学祝金助成対象者の増加により、事業費予算を超過する場合は、「公益助成目的預金」の残高の範囲内で、本件事業費の増額を実施する)

②対象先 児童養護5施設、児童自立支援1施設に入所している高校、短大、大学進学者
(高校3万円、短大5万円、大学10万円)

3. 募集から助成資金給付までの流れ

(1) 学校 [1-(1)]、社会福祉団体 [2-(1)]

①募集方法 応募の機会を公平に与えるため、財団のホームページ(福井銀行のホームページ内に作成済)に「募集要項」「助成申請書」を掲載する。
また、事務局から各市町の教育委員会に案内を行うとともに、福井銀行の営業店からも募集の案内を行う。

②選定審査 募集内容に基づき「審査委員会」で助成先を選考し、理事会で決議する。

③結果通知 助成申請先に結果を通知するとともに、助成実績を財団のホームページで公表する。

④助成時期 2020年11月中旬

(2) 児童養護施設、児童自立支援施設 [2 - (2)]

- ①募集方法 6施設に助成申請書を通知し、進学対象者の申請を受けつける。
- ②選定審査 申請のあった進学対象者全員を助成対象とする。
- ③結果通知 結果通知は行わないが、助成実績を財団のホームページで公表する。
- ④助成時期 2021年4月中旬

Ⅱ. 収益事業

1. 不動産賃貸事業

(1) 財団の基本財産（不動産）を賃貸し、収益を公益目的事業に繰入れる。

- ①賃貸先 南越中学校、願教寺、個人（3名）
- ②賃料収入 年間約986千円

以上